

令和3年度前期分の造林・保育・造材事業発注見通しの公表

担当課：産業課

工事の名称	場所	工期	種別	概要	入札及び契約の方法	入札の時期
南沢字砂子渕地区下刈事業	上小阿仁村南沢字砂子渕地内	R3.6下旬～R3.9中旬	下刈	A地区 3.29ha B地区 3.62ha C地区 2.78ha	指名競争入札	R3.6
南沢字箱渕岱地区下刈事業	上小阿仁村南沢字箱渕岱地内	R3.6下旬～R3.9中旬	下刈	A地区 2.40ha B地区 2.39ha	指名競争入札	R3.6
沖田面字土産沢地区搬出間伐事業	上小阿仁村沖田面字土産沢地内	R3.8下旬～R3.11下旬	搬出間伐	事業面積: 7.79ha haあたり80m ³ 搬出 伐採本数率20%以上35%以下	指名競争入札	R3.8

※掲載は公表時点での見通しですので、実際に発注する事業と内容が異なる場合があります。

※公表にあたり、村では次のとおり対応しています。

①造林・保育・造材事業の発注見通しを年2回公表します。

②入札及び契約の過程・内容については産業課窓口で閲覧しています。またホームページにも掲載し公表しています。

令和3年4月1日から 公共施設使用料が免除されます

対象となる施設

- ・開発センター
- ・上小阿仁村コミュニティセンター※（山ふじ温泉）
- ・村民グラウンド

- ・萩形キャンプ場
- ・健康増進トレーニングセンター
- ・ふれあい広場

- ・生涯学習センター
- ・上ノ岱ヒュッテ（テニスコート）
- ・地域センター
- ・若者センター

※入浴料は対象外

対象となる場合

- ・村、教育委員会など
- ・村民や、村民が構成員となっている団体
- ・村内に勤務する個人および団体
- ・国または他の公共団体（公用や公共用に使用する場合）
- ・緊急事態用の応急施設として使用する場合

対象にならない場合

- ・村外の方が使用する場合
- ・国や県、村などが利用料の一部、または全額を助成しているとき
- ・入場料を徴収する場合
- ・営利活動、政治活動、宗教活動で使用する場合

※施設を利用する際は、これまで通り申請書を提出していただきます。

●問い合わせ先 上小阿仁村役場 総務課 総務財政班 ☎ 77-2221

納付するには

1. 口座振替

- ・村税等の納付は、納め忘れの心配のない口座振替をお勧めいたします。
- ・口座振替の申込みは、指定の各金融機関にて受付しております。申込みの際には、預金通帳と金融機関届出印（通帳印）をご持参ください。
- ・すでに口座振替をご利用されている方は、残高不足にならないよう事前に残高をご確認ください。

2. 役場会計窓口・金融機関窓口（納付書）

- ・役場会計窓口、または、次の金融機関・コンビニエンスストアで納めることができます。
- ・納付書を紛失した場合は再発行しますので、ご連絡ください。

（1）納付できる金融機関

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・北都銀行 本支店 | ・秋田たかのす農業協同組合 本支店 |
| ・秋田銀行 本支店 | ・ゆうちょ銀行（東北6県に限る） |
| ・東北労働金庫 本支店 | |

（2）納付できるコンビニエンスストア

- | | | |
|----------------------|----------|-----------|
| ・ローソン | ・セブンイレブン | ・ファミリーマート |
| ・ほか納付書に記載のコンビニエンスストア | | |

注1 コンビニエンスストアでの納付は、納期内に限り有効です。

注2 金額を訂正した納付書や金額が30万円を超える納付書（バーコードの印字がない納付書）は取り扱いできません。



納付にお困りの場合は

- ・病気や失業・災害等により納付が困難な場合は、分割納付も利用できます。
担当課までお気軽にご相談ください。
- ・納付が遅れる、または困難な理由は、特に相談や連絡等がなければ村ではその事情がわかりません。
- ・納付の遅れに事情があれば、担当課までお早めにお気軽にご相談ください。

納付が遅れると

- ・村税等を納期限までに納付しないことを『滞納』といいます。
- ・納期限を過ぎると納期限の翌日から『延滞金』が計算されます。延滞金が生じている場合は村税等と併せて納付となります。
- ・延滞金が発生している場合で未納の場合は、後日納付書を送付します。
- ・納期限までに納付が確認できないと『督促状』をお送りします。
- ・その後も納付されない場合は『滞納処分』を行います。延滞金も滞納処分の対象になります。
- ・滞納は納期限内にきちんと納付している納税義務者との公平性に欠くことになります。
期限内納付へのご理解とご協力をお願いいたします。

村税等の納付について

村民の皆さんから納めていただいた村税等は、福祉や保健、教育、道路整備をはじめ、皆さんが安心して暮らせる環境づくりのために非常に大切な財源です。期限内納付へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、納付が困難だからと納付しないでいると滞納処分を行うことがありますので、期限内納付が難しい場合は担当課へご相談ください。

令和3年度の村税等の納期についてお知らせします。

令和3年度 上小阿仁村 村税等納期・納付期限（口座振替日）一覧表

税目等	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	1月	2月	3月
	納付期限 (各月末日)	4月 30日 (金)	5月 31日 (月)	6月 30日 (水)	8月 2日 (月)	8月 31日 (火)	9月 30日 (木)	11月 1日 (月)	11月 30日 (火)	12月 27日 (月)	1月 31日 (月)	2月 28日 (月)	3月 31日 (木)
	※口座振替日 ＝納付期限	※12月の納付期限のみ25日になります。納付期限が役場閉庁日(土・日・祝日)にあたった場合は、翌開庁日となります。											
村県民税 (住民福祉課)	6・8・10・12月 4回			1期		2期		3期		4期			
固定資産税 (住民福祉課)	5・7・9・11月 4回		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税 (住民福祉課)	4月のみ 1回	全期											
国民健康保険税 (住民福祉課)	7～2月 8回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
介護保険料 (住民福祉課)	7～2月 8回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
後期高齢者医療保険料 (住民福祉課)	7～2月 8回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
住宅料 (建設課)	毎月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
奨学金返還金 (教育委員会)	毎月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
水道料金 (建設課)	毎月	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
農業集落排水使用料 (建設課)	毎月	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
下水道使用料 (建設課)	毎月	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分

地域おこし協力隊日誌

(69)



植松編



フルーツホオズキの種まき

今月は天気が急変し、風が強くなつたり雪や雨が降つたりと、嵐のように目まぐるしい日が続き、気温の変化に身体がついていくのがとても大変に感じました。2月25日に、11月から開始された事業「みらいをつくる観光共創イニシアティブシェアリングサミット」が上小阿仁開発センターで開催されました。この4か月の期間の活動は、主に上小阿仁村のPR方法や、観光資源の発見や磨き上げについて話し合いを行いました。参加していった方々は、NPOの方を主体に秋田犬ツーリズムの職員、村内の住民、地域おこし協力隊、道の駅の職員等で、皆さんの意見はとても貴重でした。

話し合いを繰り返す中で、SNSを活用し、村の魅力を村外の方々にも知つてもらえればよいのではないかという意見がでました。そこで、村内外のたくさんの方々に上小阿仁村をPRするため、フェイスブックを利用し、「大好き！！上小阿仁村」を開設しました。個人でも小さな行動を少しずつやっていくことで、自分にも変化が現れ動きでけるようになつてきました。その集大成を招待者前で発表する場が今回開催され、私たち

自身も皆様の前での発表はかなり緊張していました。

今回の事業を通して学んだことを活かし、皆様が笑顔でいらっしゃるよう活動できたら良いなと思っています。一人でできることは限られています。一人でできる企画を通じて知り合えた仲間と共に、これからも様々な活動をしていきたいと思つています。

これから気温も上がり暖かくなつて新しい季節が始まります。野外センターでの活動も次の時期へ向けての種まきをしています。昨年もそうでしたが、種をまき、成長して収穫するまでがとても大変でした。やはり、手間をかけた分、育った時のうれしさが倍増します。

4月から気持ちを新たに、今まで学んだことを活かして活動していくことがあります。

●会社を退職されたときは国民年金の届出が必要です！

■メリット1 退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、第2号

被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。

※第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であつた方についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要となります。

●手続

手続きについて

お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

手続きに必要なもの

①年金手帳

②離職票等の退職日を確認できる書類

■保険料額

令和3年度の国民年金の保険料は月額16610円です。

保険料の納期限は「翌月の末日」です。

■メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になつた期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1となります。

●手続

手続きについて

お住まいの市町村役場またはお近くの年金事務所へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。

手続きに必要なもの

①年金手帳

②雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

国民年金のお知らせ

保険料を納めることができない場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

●保険料の免除制度があります！

●お問い合わせ

鷹巣年金事務所 税務保険班

☎(77)2222

1490

新型コロナウイルス ワクチン接種について

新型コロナウイルス対策 生活応援商品券事業

村では、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて準備を進めています。

新型コロナウイルスワクチン接種 券の送付（65歳以上の方）

4月上旬から、65歳以上の方に新型コロナウイルス接種券を送付しています。ワクチン接種に必要ですので、紛失しないようご注意ください。



4月1日から、新型コロナワイルスワクチン接種の予約・相談窓口設置について

新型コロナウイルス感染症予防対策の負担が特に大きい住民税非課税世帯及び子育て世帯の生活支援と、地域経済の下支えを図るため、商品券を交付します（秋田県の補助事業として県内全市町村が行います）。

交付対象者

令和3年1月1日現在で、村に住民票がある世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

手数料の金 一件につき

改正日

上小阿仁村手数料条例の改正に伴い、住民票等の交付・証明に関する手数料を改正しましたので、お知らせします。

※接種方法や時期など詳しくは決まり次第、広報や個別通知などでお知らせします。

専用電話 ☎(77)2121
午前8時30分～午後5時
受付時間



※接種方法や時期など詳しくは決まり次第、広報や個別通知などでお知らせします。

■交付する商品券の額

1人 10000円

※商品券は村内の取り扱い店でのみ利用可能。利用期間は8月から1月までを予定しています。

●問い合わせ先
産業課 林務商工班

**☎
(77) 2223**

詳しくは、窓口でお問い合わせください。

問い合わせ先
住民福祉課

☎ (77) 2222

村宮住宅の入居者募集

特定公共賃貸住宅

沖田面団地

木造平屋3LDK(H8建築)1戸
(家賃4万2000円)

単独住宅

水無団地

木造平屋2DK(H12建築)1戸
(家賃60000円~1万2000円)

※高齢者等に限る

入居資格

- ・公営住宅及び単独住宅

収入基準(世帯月額所得)
15万8000円以下

- ・特定公共賃貸住宅

収入基準(世帯月額所得)
15万8000円超48万7000円

- ・Hキッチン、電気給湯、トイレ、駐車場有り

※高齢者等に限る



募集期間

4月9日(金)~19日(月)

※土日祝日除く

問い合わせ先

建設課

建設班

☎(77)2224

問い合わせ先

総務課

企画班

☎(77)2221

申込方法
入居申請書に必要事項を記入して、
必要書類を添付し提出してください。

必要書類
(入居する方全員分)

・住民票

・所得証明書

・納税証明書

※応募者多数の場合は審査にて決定

します。

※高齢者等に限る

問い合わせ先

建設課 建設班

☎(77)2224

家屋の解体や改築に伴う給水・排水設備の申請と工事について

家屋の解体や改築に伴つて給水・排水設備の撤去や改造を行う場合は、上小阿仁村指定の工事事業者を通じて建設課に申請が必要です。

不適切な方法で撤去し、排水管の詰まり等が発生した場合は、原因者に修繕費用を負担していただくこととなり、多大な負担が生じる場合があります。適切な申請と工事を行うようにしてください。

※村税等を滞納していないこと

・公営住宅及び単独住宅

・世帯人員数、所得等に応じて決定します。

※住宅に困窮していることが明らかなこと

※住民税等を滞納していないこと

・特定公共賃貸住宅

・4万2000円
敷金

・家賃の3ヶ月分

申請方法

申請書に図面等を添付して、建設課建設班へ提出してください。

※申請用紙は建設課にあります。

※申請用紙は建設課にあります。

コアーティールーム 使用者募集します

第11回特別弔慰金が支給されます

請求・問い合わせ先

住民福祉課
住民福祉班

☎(77)2222

1階 事務室1室(26.49m²)
木造、LED照明、エアコン、IHキッチン、電気給湯、トイレ、駐車場有り

※交流拠点施設と併設しているため、ホテル、会議室等利用しやすい環境です。

※戦没者などの死亡当時のご遺族で、遺族年金等の受給を受ける方がいない場合に、最も先順位の方1名。

※要件により順位に入れ替わります。順位によつては対象者にならない場合があります。

※法人、個人、グループでの申し込みが可能です。使用期間はおむね年単位で使用していただきます。

施設使用申込書に必要事項を記入して、必要書類を添付し提出してください。



月額 3万円/室

家賃

申込方法

使用者負担

光熱水費

申込方法

使用者負担

月額 3万円/室

家賃

申込方法